

多面的機能支払制度の概要

- 平成27年度から法律に基づき、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動の支援制度が開始しました。
- 事業の概要は以下の通り、各種要件等ありますので活用を検討される方は産業観光局農林水産課、又は各区農林水産振興課・支所等までお問合せ・ご相談ください。

制度の概要

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり 等



交付単価

国と地方公共団体の合計額

（単位：円／10a）

多面的機能支払制度			
都府県	① 農地維持支払	② 資源向上支払 (共同活動)	①と②に取り組む場合
田	3,000	2,400 (1,800)	5,400 (4,800)
畑	2,000	1,440 (1,080)	3,440 (3,080)

1：旧農地・水保全管理支払を含む5年以上の活動を継続する地区は、75%単価（下段（）内）を適用する。

2：畑には樹園地を含む。

注意：国等の予算状況によって、満額の交付ができない場合があります。

対象活動

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動(①)と、地域資源の適切な保全管理のための推進活動(②)に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

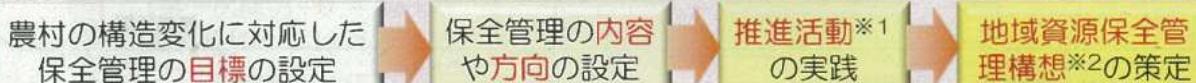
計画 に位置づけた農用地、施設について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施（実践活動の一部は点検の結果に基づき実施の必要性を判断）



※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した体制の拡充・強化及び地域資源保全管理構想の策定を支援



※1 推進活動の例（毎年度実施）

- 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

3年目に構想(案)を作成、

5年目に構想の策定

※2 地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。組織は活動期間中に本構想を策定する。

対象農用地

農振農用地区域内の農用地等



資源向上支払交付金（共同）

水路、農道等の施設の軽微な補修①、農村環境保全活動②及び多面的機能の増進を図る活動③を支援します。

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。
「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。



※研修は活動期間中に1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るために活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。



③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく下記のa～hの活動を毎年度実施します。

なお、平成29年度以降に新たに多面的機能の増進を図る活動に取り組む場合は、a～hの選択した活動に加え、iの広報活動も毎年度実施^{※1}します。

a : 遊休農地の有効活用	b : 農地周りの環境改善活動の強化
地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	地域の医療・福祉施設等との連携を強化する活動や、地域内外の法人、専門家等と連携した、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	
h : a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
i : 広報活動	選択した活動に係る広報活動の実施が必要です。

※1 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、広報活動の実施は任意となります。

交付対象者

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、または広域活動組織※のいずれかを設立する必要があります。

○活動組織

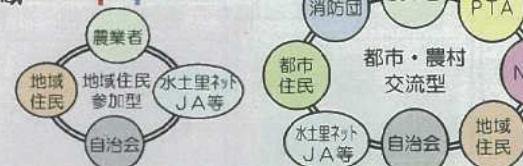
農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織
- 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



資源向上支払

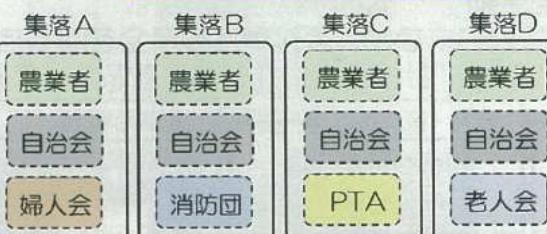
- 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



○広域活動組織※

- 小学校区等の複数集落の農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

広域活動組織の例 (農業者及びその他の者で構成)



- ・活動組織を設立するために「規約」等を作成する必要があります。
- ・作成にあたって『ひな形・記載例』等があります。

活動の手順・交付ルート

①取組の検討

②組織の設立

③事業計画の作成

④申請書類の提出
(概ね：R3年4月末まで)

⑤活動の実施

⑥活動の記録
・報告

事前登録(R3年度新規)
(第一次締切：9月30日)
(最終締切り：12月末まで)

認定前→市認定←認定後
(6月末)

事前登録地区から申請書類作成等のサポート実施

○交付ルート

国:50%、県 25%
市:25%

国
(地方農政局等)

国費

都道府県

国費
+
都道府県費

市町村

国費
+
都道府県費
+
市町村費

活動組織

○これまで農村地域で実施してきた水路の泥上げ・草刈り等の活動について、地域でこれらの具体的な実施方法等を“話し合い”、その結果を基に“計画”を策定し、具体的に“実施”、実施内容の“記録”を行うこと等の要件で、保全する農地面積当たりの金額を交付する仕組みです。

○基本的な要件は、多面的機能の発揮に貢献する地域の共同活動が原則ですが、その他要件もありますので、詳細についてはお問い合わせ・ご相談いただければと思います。

【問合せ】岡山市役所 産業観光局 農林水産部 農林水産課 (本庁5階)
電話：086-803-1346 (直通)